

被保険者 様

川崎区高齢・障害課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等の臨時的な取り扱いについての調査書

日頃、本市介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図るため、面会が困難なときには、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間を延長（合算）できるとの通知がありました。（令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

あなた様の更新申請は、上記通知により面会が困難な場合は、認定調査を行わず、有効期間を延長することができる対象となります。

つきましては、下記のいずれかを選択し、別紙〔確認書兼同意書〕を 月 日までに
ご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【選択①】 面会が困難なため、認定調査を受けずに認定有効期間を延長する

- ・認定調査は行いません。
- ・現在受けている認定と同じ要介護状態区分を引き継ぎ、すみやかに認定有効期間延長の手続きを行います。
- ・有効期間は12か月延長します。（前回の認定結果により6か月になる場合があります）
- ・新たな有効期間が記入された被保険者証を後日送付いたします。
- ・今後、認定の有効期間内であっても、心身の状態が変化した等の場合は、認定変更の申請を行うことができます。

【選択②】 認定調査を受ける

- ・認定調査を行い、主治医意見書とあわせて介護認定審査会で審査・判定を行います。認定有効期間の延長は行いません。
- ・面会禁止の措置が取られている病院、施設等に入所中の方は、解除された後、認定調査を受けていただきますが、時期は未定です。認定調査の実施時期によっては、認定結果が出るのが遅れ、認定有効期間が切れた場合、利用者負担が全額自己負担となる場合があります。認定調査を受ける前であれば、改めて【選択①】を選ぶことも可能です。その際は、下記問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。
- ・サービスのご利用などについては、担当ケアマネジャー等にご相談くださいますようお願いいたします。

(問い合わせ先) 川崎区高齢・障害課介護認定給付係

〒210-8570 川崎区東田町8番地

電話 044-201-3282

FAX 044-201-3291